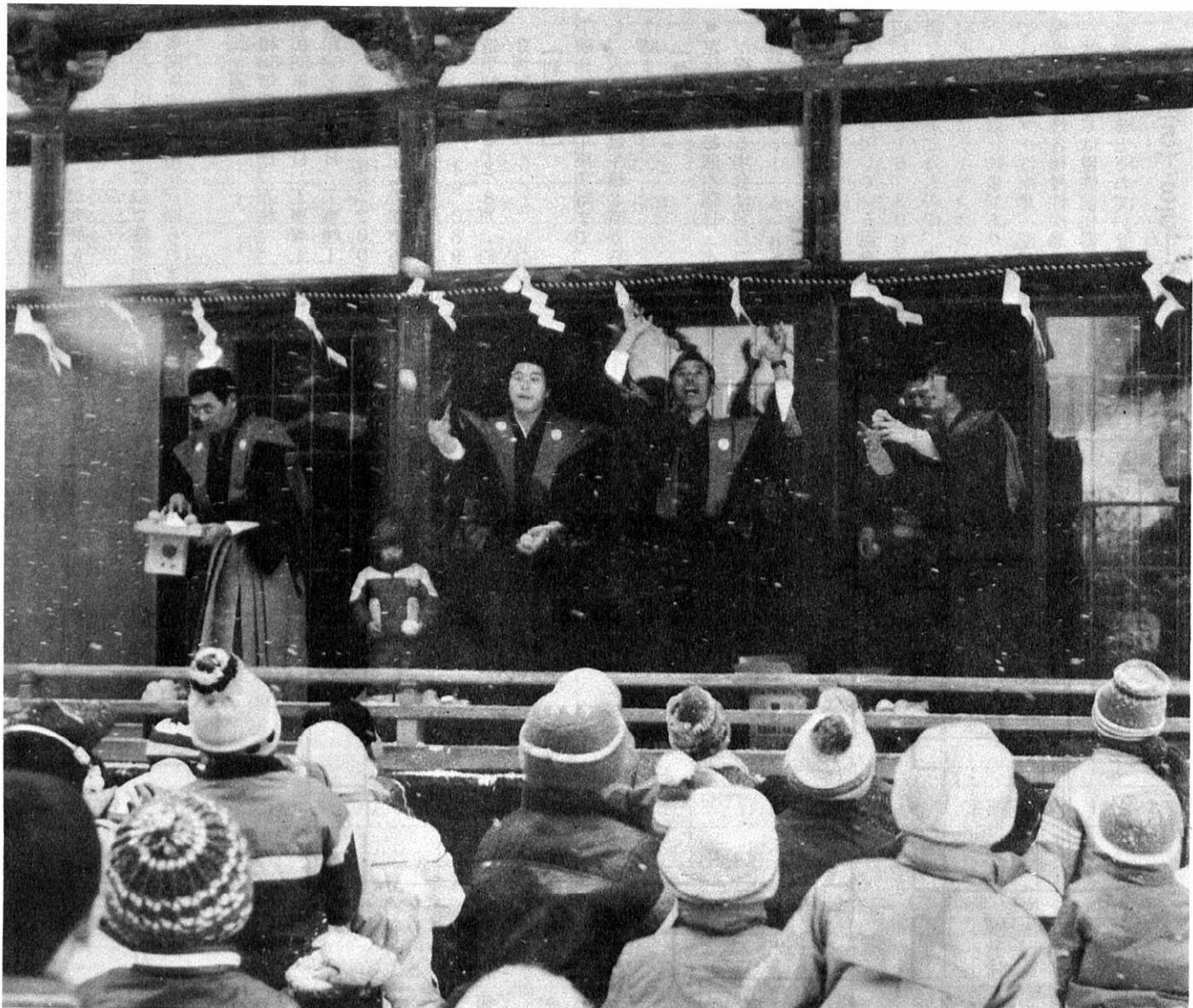




# 広報 もりよし

発行・編集 森吉町役場企画開発課 / 印刷 米内沢中央印刷所

No.315



昭和59年

2月号

## 福は内！ 鬼は外！

寒さが厳しい2月4日、米内沢神社で伝統行事の節分祭が行われました。

氏子、年男らが肩衣袴でお祓いを受けたあと「福は内！鬼は外！」と大声で、境内に集まった子どもたちを前に豆をまきました。ワーイという歓声の中、いくつ拾ったと見せ合い、お互いに喜びあっていました。

町の人口

昭和59年1月末現在  
住民登録人口

男 4,954 (-8)

女 5,445 (-1)

計 10,399 (-9)

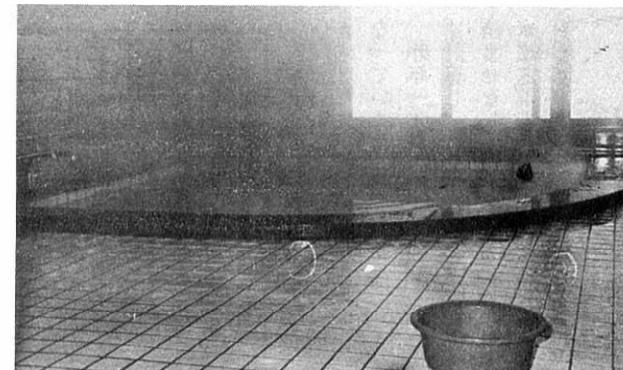
世帯数 2,811 (-2)

**老人憩の家「寿荘」の落成**にあたり  
次の方々より高価な数々の備品等を寄贈していただき、あり  
がとうございました。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ● 小畠 勇 計 2 個       | 小畠 勇  |
| ● 秋田土建株式会社社長 玄関マット | 北林一成  |
| ● 神 成 頭面 1 面       | 野村洋太郎 |
| ● 五味堀 掛軸 3 幅       | 長谷川一男 |
| ● 合資会社丸伊商店 長椅子 2脚  | 高田日出男 |



一  
全  
十



◀ 万病にきく



検査のため20日  
から23日まで  
広報無線放送が  
止まります

森吉町広報無線放送が完成して現在試験的に放送いたしておりますが、今月22日から23日の両日、東北電波監理局の検査が行われます。このため20日から23日午前中

まで時刻や連絡、お知らせ等一際の放送が中止されますのでお知らせいたします。

森吉町では今年度、これ等の成果をふまえて郷土料理・土産品開発のため懸賞募集を行うことになりました。

これは、今年秋田県を会場にして59インターハイが行われますが本町は、その登山競技会場となり全国から選手・役員が集まります。また61年開設の準備を進めております森吉山大型スキー場の集客用等観光開発のため町民の英知を結集して全国へ森吉町を宣伝しようという主旨で行われるものであります。

## 郷土料理 土産品

## 懸賞募集!!

町長印

昭和59年2月15日

一月十二日、関係者六十人が出席のもとに森吉町老人憩の家「寿莊」の落成式が行われました。式は神事のあと、待望久しかつた老人の休憩施設「寿莊」が各方面の協力を得て、昨年の暮れ（二月十二日）からオーブンし、温泉付きのユニークな憩の家としてお年寄りの皆さんから大変喜ばれています。今後、老人たちの社交の場として大いに利用して下さい

# 老人憩の家「寿荘」

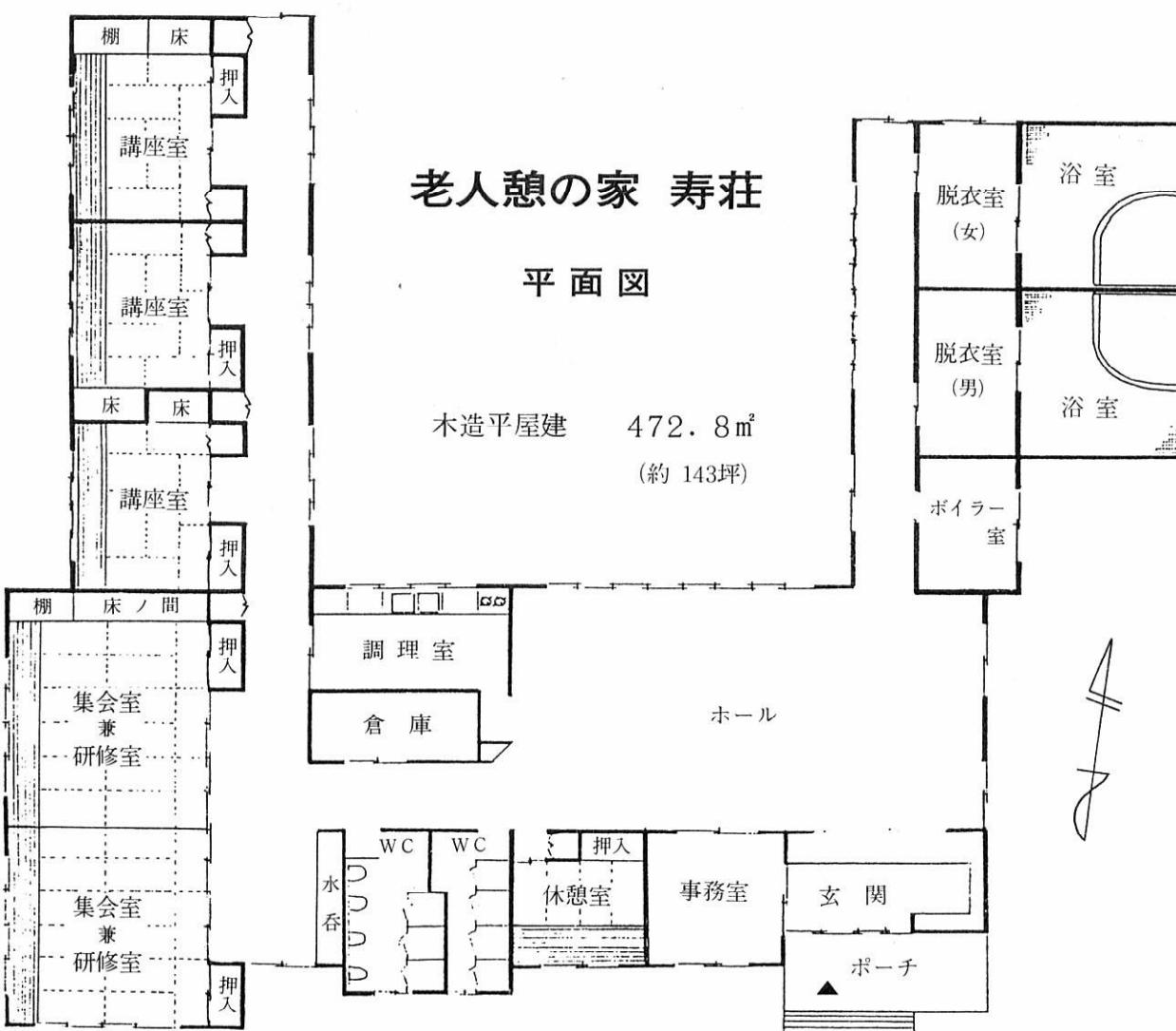
湯上がり後も体がポカポカ、大好評

靈巒（五）

※本施設に利用している温泉は、昭和56年度に16,300円を投じて掘りあてたもので、温泉は41度、泉質はナトリウム、カルシウム、塩化物泉であり、浴用ではリュウマチ性疾患、湿疹、虚弱児童、女性各種慢性疾患に、また飲用としては慢性消化器、便秘に効力があるとされています。

- 午前9時から午後7時まで。ただし、入浴時間は午後2時から午後7時までです。
  - 定休日……毎週水曜日（水曜日が祝日に当る場合は翌日）
  - 国民の祝日
  - 12月29日から翌年1月3日まで

【工事経過】  
と町長はあいさつされました。このあと三浦議長、仁平賢一北秋田市長が祝辞をのべられました。  
また、用地提供者の三浦富治や工事関係者に感謝状が贈られました。



## 町の 民申 税告

# 申告の相談

# はお気軽に

3月15日まで

米内沢地区				前田地区								
月日	曜日	部落名	相談時間	会場	月日	曜日	部落名	相談時間	会場			
2月14日	火	寄 延	前9:30~后3	集会所	2月14日	火	惣 内	前9:30~后3	集会所			
15日	水	大 渕	"	夕	15日	水	下羽立	前9:30~正午	夕			
16日	木	浦 田	"	児童館	16日	木	堺 田	后1~3:30	夕			
17日	金	金	"		17日	金	根森田	前9:30~后2	夕			
18日	土	白 坂	前9:30~正午	夕	18日	土	卷 渕	前9:30~正午	夕			
20日	月	根 小 屋	"	集会所	20日	月	細 越	后1~3	夕			
21日	火			公民館	18日	土	上羽立	前9:30~正午	自治会長宅			
22日	水	本 城	前9:30~后3		20日	月	柏木岱	前9:30~11	会長宅			
23日	木				21日	火	大岱	前11~后3	集会所			
25日	土	長 野	前9:30~正午	集会所	21日	火	五味堀	前9:30~3:30	児童館			
27日	月	鶴 田	前9:30~后3	夕	22日	水	新屋布、止羽根川	"	夕			
28日	火	向 本 城	"	夕	23日	木	神 成	"	夕			
29日	水	日 栄	"	夕	25日	土	平 里	前9:30~正午	集会所			
3月1日	木	松 栄	"	夕	27日	月	平 田	前10~正午	自治会長宅			
		米 畑	"	夕			湯ノ岱	后1~2	夕			
2日	金	中 新 田	前9:30~正午	会長宅	28日	火	小 滝	前10~正午	集会所			
		大 沢	后1~4	集会所			鷺ノ瀬	后1~3:30	自治会長宅			
3日	土	長 下	前9:30~10	会長宅	29日	水	桂 濑	前9:30~3:30	児童館			
		滝 ノ 沢	前10~正午	夕	3月1日	木	女木内	前10~11:30	自治会長宅			
5日	月	学 校 通		コミュニティセンター			深 渡	后12:30~2	夕			
		米内沢御嶽	前9:30~后4				碎 渕	后2~3	夕			
		本城御嶽					2日	森 吉	前10~后3	福祉館		
6日	火	新 丁	"				3日	桐 内 沢	前10~11:30	集会所		
		裏 町	"				5日	向 様 田	前10~正午	自治会長宅		
		大 杉	"				6日	惣 濑	后1~3	集会所		
7日	水	横 町	"	夕	火	様 田	前10~正午	"				
		大 町	"				桐内、姫ヶ岱	后1~3	"			
		本 丁	"				7日	小又、冷水	前9:30~后4	前田支所		
8日	木	駅 前	"				8日	駅前、下前田宮ノ下、新ノ又、工場地帯				
9日	金	新 町	前9:30~后4	新町会館	9日	金	八幡森	"	集落センター			
12日	月	松 山 町	"	七曲会館			12日	鍛冶町通り町、桂坂				
13日	火	上記日程に		役場税務課	13日	火	上記日程に					
14日	水	都合の悪い	前9:30~后4		14日	水	都合の悪い	"				
15日	木	方			15日	木	方	"	夕			

税務係では、できるだけ皆さん  
の手数をはぶくため別表の日程で  
申告の受け付けをいたします。  
申告をしないと各種控除が認め  
られなくなりますので必ず相談日  
においで下さい。

昭和59年2月15日 広報もりよし

◎未納税額の納付促進について

納税については皆さんのご理解とご協力を得、57年度の町税（一般税）は百パーント完納して頂きました。58年度も町税の完納を目指に皆さんのご協力を仰いでおります。

未納税額のある方は、早急に納付して下さい。役場では出来る限り滞納処分などで強制執行は避けたいが、悪質的な滞納者には財産の差し押さえ、公売等を行います。このような強制執行処分が毎年なされておることは大変残念なことです。どうか処分行為だけはなさい。一日も早く完納して下さい。

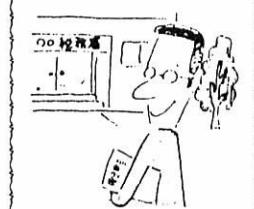
町民税の申告については別表の  
申告相談日程（2月14日～3月15  
日まで）チラシ等で申告に必要な  
事項等を掲載しお知らせしております  
が、税務課ではできるだけ皆  
さんの手数をはぶき、申告しやす  
いように各部落、自治会等に会場  
を設け申告指導をおこなつており  
ますので相談日には必ずおいで下

役場  
税務課  
だより

2-3111

国税だより  
(大館税務署)

所得税の確定  
申告は正しく  
お早めに！



農耕用輕油免稅証交付

所得税の確定申告は「2月16日から3月15日」までが申告期限になっています。

昨年一年間の所得と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行いましょう。

●確定申告をしなければならないことがあります。

# 農耕用軽油

昭和59年の農耕用に使用する軽油の免税証交付を次の日程で行います。

昭和59年3月23日(金)

人が、申告しなかったり、正しくない申告をしたりすると後で不足税金、加算税、延滞税など納めることがありますので正しく申告しましょう。

● 確定申告をしなければならない主な人は次のとおりです。

軽油の免稅証交付を次の日程で行います。

昭和59年3月23日(金)  
午前10時～午後3時まで  
森吉町役場和室

(交付日以前に軽油を購入する方は、購入する前に直接北秋田県税事務所までおいでください)

▼……必要書類等……△

新規申請者

(1) 農耕用機械の所有証明書(販売業者からの購入証明書)  
(2) 耕作面積の証明書(農業委員会の証明書)

(3) 申請者の印鑑(共同の場合全員)  
(4) 手数料(300円県証紙)

(1) 免稅軽油使用者証書  
(2) 耕作面積の証明書(農業委員会の証明)  
(3) 申請者の印鑑(共同の場合全員)  
(4) 免稅軽油使用者証の有効期限が切れている場合や農耕用機械に変更がある場合は新規扱いとなります。(この場合、旧使用証は返納)  
詳しいことは北秋田県税事務所(☎ 0186(49)2211)か役場税務課に問い合わせ下さい。

昭和58年分の贈与税の申告は、  
「2月1日」から「3月15日」まで  
となっています。

●贈与税は個人から財産をもらつたときに、もらつた人にかかる税金です。財産をあげたり、もらつたりというのは夫婦や親子、親族間で行われることが多く、財産を分けてもらつたが贈与税の申告はしついうつかり忘れてしまったということがよくあります。贈与税の申告と納税は忘れずに早めに済ませましょう。

課税価格（もらった財産の時価）  
— 60万円（基礎控除） × 税率 || 贈与税額。  
従って、もらった財産の  
価格の合計額が「60万円」を超える  
場合は申告をしなければなりません。

- 申告及び納税は所得税の確定申告と同じように3月15日までしな  
ければなりませんが、一定の要件  
のもとに延納制度がありますから  
ご利用下さい。
- ※ 詳しくは大館税務署におたずね  
下さい。



(1)事業(営業)をしている人。  
(2)不動産収入のある人。  
(3)土地や建物を売った人。  
などです。

※所得税の還付申告をする方は2月16日前でも受付けています。又税務署、役場におでかけになつて申告されてもかまいませんが、源泉徴収票と印鑑をお忘れなく。

●納税は期限内に。所得税の納税は申告期限と同じ3月15日までとなっています。納税は□座振替を利用すると手数がはぶけ大変便利です。森吉町の場合は次の金融機関でできます。特に農家の方々は農協をご利用されると便利です。

(1)羽後銀行米内沢支店  
(2)北秋信用組合森吉支店

(3)森吉町農業協同組合

※郵便局からも送金納付ができます。

※大館税務署では申告者の便利を図り、次の日程に係官が出向いて申告及び納税相談の受付けをすることになつていますのでご利用下さい。

納税相談日＝2月24日（金）  
午前9時30分より  
場所＝森吉町役場会議室





## 第3期 水田再編対策のしくみ

## 1. 転作目標面積

森吉町 ..... 145ha

(他用途米生産面積 13.83ha) 転作面積の内数とする。

2. 他用途利用米奨励金	トント当たり 70,000円 (1俵当たり 4,200円)
	参考:業者壳渡価格 トント当たり 120,000円 = 1俵 7,200円 (流通経費 1,320円を差引くと 1俵 5,880円) 1俵 10,080円 (予想価格)

## 3. 転作奨励金の基本額 (10アール当たり、円)

区分		現行	改定	(全国平均)
特定作物	(大豆、牧草、ソバなど)	50,000	42,000	
永年性作物	(果樹など)	50,000	50,000	
一般作物等	特定、永年性作物以外の作物	35,000	27,000	
	野菜	30,000	22,000	
管理転作奨励金	転作の場合	35,000	27,000	
	保全管理の場合	35,000	22,000	
土地改良通年施行補助金	土地改良の通年施行を実施した場合	35,000	22,000	

■ 各県ごとの反収により、上記改定奨励金に若干の加算があります。

## 4. 転作奨励金の加算制度

- 第一種加算 ① 団地化加算 (第2期対策と同様となる見込)  
 ② 集落恒久転作加算 (集落ぐるみで1/2以上を恒久的に畑転換する)  
 奨励金 10アール当たり 特定、永年性作物 20,000円  
 一般作物等 15,000円

- 第二種加算 ① 集落転作加算 (第2期対策と同様となる見込)  
 ② 地域特定作物加算 (一般作物の中から県と協議して決める)  
 ③ 高度利用加算 (集落の転作田の高度利用 利用率 200%以上)  
 ④ 特認加算 (各県で独自に要件を定める)  
 奨励金 10アール当たり 特定、永年性作物 10,000円  
 一般作物等 10,000円

## 5. 備蓄制度の導入——全国で10万ヘクタールとし、45万トン備蓄する

- 主な改正点 1. 新植リンゴを対象からのぞく  
 2. 稲のホールクロップサイレージ (完熟前の実をつけた飼料用稻) を転作補助の対象とし、特定作物とする。  
 3. 青刈稻を特定作物から一般作物に改定。  
 4. 転換畑に係る奨励補助金については新たに交付期間 (5年) を設定する。  
 5. 第一種と第二種加算金のダブル交付はしない。

## 昭和58年度水田利用再編対策の実施状況

## 1. 転作実施面積

本年度当町の実績は転作等目標面積143haに対し153.69haで目標達成率107%になっている。(県全体104%)

## 2. 転作作物別面積

(単位: ha, %)

作物名 構成比	特 定 作 物				永年作物		一 般 作 物 等			計
	大豆	飼料作物	そば	小計	果樹	小計	野菜	小豆	その他	
58年度実績	44.6	77.6	5.9	128.1	1.3	1.3	8.0	9.9	6.3	153.69
構成比	29	51	4	84	—	—	5	7	4	100

## 3. 転作作物に伴う奨励補助金及び面積

区 分	面 積	転作奨励金	区 分	面 積	転作奨励金
基 本 額	特 定 作 物	12,815.8 <sup>a</sup>	66,642,160 円	計画加算額	8,802,9 <sup>a</sup> 6,044,120 円
	永年性作物	130.0	676,000	団地化加算額	1,661.3 1,643,625
	野菜	797.0	2,550,400	地域振興作物加算額	237.0 118,500
	その他一般作物等	1,626.4	6,017,680	計	15,369.2 83,692,485

## 昭和58年産米の出荷状況

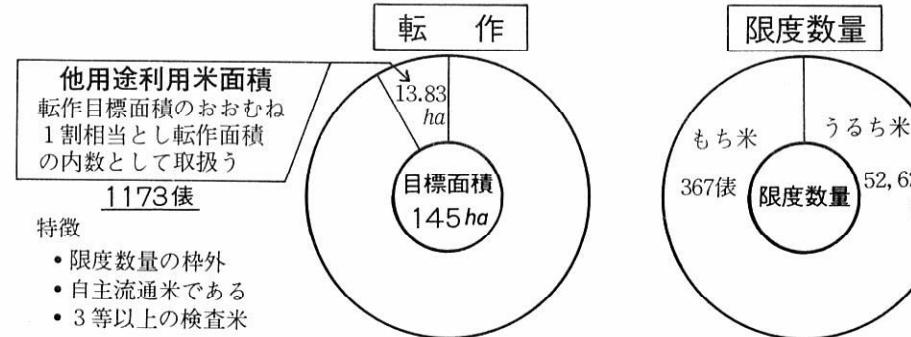
(昭和58年12月末現在)

	限 度 数 量	壳 渡 見 込	超 過 米	57年産壳渡実績
う る ち	52,803俵	56,033俵	3,230俵	54,876俵
も ら ち	367	341	△26	460
計	53,170	56,374	3,204	55,336

## 昭和59年度の転作目標面積及び壳渡限度数量

(単位: ヘクタール、俵)

区分	年 度	第2期目標面積	56年 度	57年 度	58年 度	第3期目標面積
森吉町		172	160	152	143	145
壳渡限度	う る ち	50,167	51,050	51,884	52,803	52,629
数 量	も ら ち	367	367	367	367	367



詳しいことは  
役場農政係まで  
(☎ 2-3111 内線16)

## 配分方針 (配分方法)

- ① 転作目標面積……昭和58年度の配分方法を調整して行うこととし、これを原則として3年間固定する。  
 ② 他用途利用米……共済組合の集落反収で総収量を算出し、それを60キロ(1俵)換算して調整を加えて配分する。  
 ③ 限度数量(政府米) …… 昭和58年度の配分方法を調整して配分する。

## 公平確保措置

面積の未達成があるときは、その面積を次年度の未達成集落に加算するなどペナルティをかけることとし、59年度においても転作が行われていない農家には、内示された限度数量の減少もあり得ます。

区 分 部落名	共済反収	転作目標 面 積	他用途利用 米作付面積	収 量	米換算数量	配 分		(参考) 1俵当り 面 積
						面 積	俵 数	
平 田	461	53.1	5.1	235	3.9	4.0	3	1.33
湯 ノ 岱	453	45.6	4.3	195	3.2	4.1	3	1.36
水 木 内	479	66.2	6.3	302	5.0	6.5	5	1.30
小 滝	485	287.3	25.9	1,256	20.9	25.5	20	1.27
深 渡	493	164.7	12.1	597	9.9	11.4	9	1.26
碎 浉	478	48.9	4.7	225	3.7	3.9	3	1.30
鷺 ノ瀬	495	108.6	9.9	490	8.1	10.0	8	1.25
森 吉	485	429.8	39.8	1,930	32.1	40.9	32	1.27
惣 瀬	446	219.1	20.9	932	15.5	20.9	15	1.39
向 様 田	505	134.0	12.0	606	10.1	12.3	10	1.23
様 田	475	369.4	34.7	1,648	27.4	35.2	27	1.30
桐 内 沢	412	102.7	7.4	305	5.0	7.6	5	1.52
桐 内	493	256.9	23.8	1,173	19.5	23.8	19	1.25
根 森 田	494	478.6	42.0	2,075	34.5	42.6	34	1.25
堺 田	520	273.0	25.5	1,326	22.1	26.2	22	1.19
巻 浉	508	192.9	16.2	823	13.7	15.9	13	1.22
細 越	505	181.5	15.6	788	13.1	15.9	13	1.22
羽 根 川	519	65.0	5.3	275	4.5	4.7	4	1.17
平 里	522	163.4	15.4	804	13.4	15.4	13	1.18
新 屋 布	520	383.7	33.4	1,737	28.9	33.3	28	1.18
小 又	517	193.5	15.8	817	13.6	15.6	13	1.20
冷 水	504	146.5	12.9	650	10.8	12.3	10	1.23
五 味 堀	538	683.2	62.2	3,346	55.7	63.3	55	1.15
柏 木 岱	528	134.2	12.8	676	11.2	12.9	11	1.17
大 岱	531	308.6	28.9	1,535	25.5	29.1	25	1.16
神 成	499	261.1	21.4	1,068	17.8	21.1	17	1.24
下 前 田	539	107.6	9.8	528	8.8	9.2	8	1.15
八 蟠 森	530	212.0	17.3	917	15.2	17.5	15	1.16
通 り 町	506	172.6	13.5	683	11.3	13.4	11	1.21
桂 坂	508	184.5	15.1	767	12.7	14.7	12	1.22
惣 内	520	314.4	29.0	1,508	25.1	29.7	25	1.18
上 羽 立	519	91.2	8.7	452	7.5	8.4	7	1.20
下 羽 立	493	138.1	13.2	651	10.8	12.6	10	1.26
桂 瀬	536	506.3	45.6	2,444	40.7	46.2	40	1.15
米 内 沢 計		7,710.7	716.9		632.2	716.9	628	
前 田 計		7,478.2	666.5		561.2	666.1	545	
森 吉 町 計		15,188.9	1,383.4		1,193.4	1,383.0	1,173	

他用途利用米について

水田の有効利用を図るため全国で30万トン（森吉町 1,173俵）生産する。

他用途利用米（以下「他用途米」という）の対象は加工原材料用需要とする。（せんべい、みそ、しょうゆなど）

- ① 計画書……生産者は実施計画書に生産予定面積(数量)を記載する。この場合、田の地番は記入しなくともよい。
- ② 出荷契約……生産者は集荷団体(農協)と政府米と同様の生産出荷契約を締結する。
- ③ 検査確認……他用途米の生産については、ほ場における現地確認は行なわないこととし、出荷段階(検査)で数量を確認してこれを面積換算する。（作柄により作況調整あり）
- ④ 達成の要件……転作目標面積の「達成、未達成」は他用途米を含む要調整面積全体を達成したかどうかで判定する。

**他用途利用米配分明細表**

(単位：アール、kg、俵)

区 分 部落名	共済反収	転作目標 面 積	他用途利用 米作付面積	収 量	米換算数量	配 分		(参考) 1俵当り 面 積
						面 積	俵 数	
浦 田	534	936.0	88.5	4,726	78.7	88.3	78	1.13
寄 延	530	581.4	55.5	2,942	49.0	55.9	49	1.14
大 浉	556	306.4	28.1	1,562	26.0	28.3	26	1.08
白 坂	507	472.3	44.9	2,276	38.0	45.3	38	1.19
根 小 屋	527	642.3	60.5	3,188	53.1	60.7	53	1.14
日 栄・松 栄	472	176.0	16.5	799	13.0	16.6	13	1.27
長 野	496	348.6	33.2	1,647	27.4	32.9	27	1.21
中 新 田	488	143.7	13.6	664	11.0	13.6	11	1.23
大 沢	489	329.1	31.4	1,535	25.5	30.9	25	1.23
鶴 田	511	644.0	61.4	3,138	52.3	61.6	52	1.18
向 本 城	549	726.2	68.9	3,783	63.0	69.4	63	1.10
新 丁	540	233.1	18.9	1,021	17.0	19.1	17	1.12
大 町	545	290.9	26.5	1,444	24.0	26.6	24	1.10
新 町	520	380.7	29.6	1,539	25.6	29.0	25	1.16
長 下・滝 ノ 沢	475	107.3	10.0	475	7.9	8.9	7	1.27
本 城 上	546	133.8	12.0	655	11.0	12.2	11	1.10
本 城 下	566	425.9	40.6	2,298	38.3	40.6	38	1.06
本 城 荒 町	568	413.4	37.4	2,124	35.4	37.3	35	1.06
本 城 町 屋	548	419.6	39.4	2,159	36.0	39.7	36	1.10
(米内沢本郷)		904.7	75.0			74.7	66	
(本 城 )		1,392.7	129.4			129.8	120	

